

TOKYO働き方改革宣言

会社として、クラウド化・システム化を進め、顧客の問題を効率的に処理することができる体制を整備するとともに、全職員が働きやすい環境づくりに取り組んでいきます。

令和3年4月20日
社会保険労務士法人グローバルHR

目 標

働き方の改善

全職員の1か月1人あたりの時間外労働時間数(法定時間外、休日、深夜労働を含む)月間10時間以下を目指します。繁忙期である3・4月、7月、12月においても1か月1人あたり10時間以下を目指します。

休み方の改善

GW、夏季、年末年始、所定休日の前後などの取得奨励など、全職員の有給休暇取得率70%以上を目指します。

取 組 内 容

働き方の改善

- ・全職員の知識、スキルアップの為の研修等を行い能力の向上を図ります。
- ・定期的な面談を行い、労働時間の在り方、時間外労働に関するヒアリングを行います。
- ・システム化、クラウド化により業務に関する情報の共有化を深めていきます。

休み方の改善

- ・有給休暇を取得しやすい業務運営・声掛けをします。
- ・業務情報を共有、互いに進捗を確認し、仮に担当職員が休日の際にも他の者が代行可能な体制を構築することで業務効率化を図り、これにより残業・休日出勤などを減らし、所定休日、年次有給休暇をしっかりと取得できるようにします。